

三平事務所通信 2015.7.1



【コラム】(労災保険の話)

三平 和男

毎年6～7月は、我々社会保険労務士にとって年に一度の労働保険年度更新業務に追われる時期となっています。そこで、今回は「労災保険」、正確には「労働者災害補償保険」について考えてみたいと思います。

労災保険制度には、第一に仕事の原因のけがや病気は発生させないようにしなければならないという前提があります。そのために労働安全衛生法という法律によって、使用者に職場の安全確保のための措置や労働者の健康管理に関して様々な義務を課しています。例えば、年1回の健康診断の実施を義務付けたり、労働災害発生の防止に資する施策に努めるよう事業者の責務を定めたりしています。

しかし、このような労働安全衛生施策を採ることによって、労働災害を減少させることはできますが、残念ながら労働災害は完全になくならないのが現実であり、不幸にも死亡に至る重大災害が発生してしまうこともあるわけです。

そこで、事後的ではありますが被災した労働者やその遺族に対して使用者の無過失責任に基づき一定の補償を与える制度が「労働基準法に基づく災害補償制度」であり、その補償を社会保険として行うことで使用者の災害補償責任の履行を確実化するのが、労働者災害補償保険法に基づく労災保険制度です。

この二つは同じ1947年に成立した法律で、成立当初はほぼ同じ救済内容が定められていました。しかし、労働者災害補償保険法が被災労働者の生活保障を行う制度としての役割を強く期待されて成立した法律であることから、改正を重ねるにつれて救済内容が労働基準法の救済内容よりも充実したものとなってきています。

最近増加している精神疾患に関して、労災認定基準の緩和傾向などがその例であり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。一方で労働基準法の災害補償制度は限定的な役割しかはたしていない状況となっています。限定的な役割の一例としては、労働者災害補償保険法の休業補償は休業4日目から支給されますが、これ以前の3日間の休業については、労働基準法第76条第1項に基づく休業補償が義務付けられていることです。

7月、8月と気温が高くなるこの時期は、疲労が蓄積しやすく、気も緩みがちとなり重大災害が発生しやすい時期です。くれぐれも日常の労働安全衛生に努め、労働災害が発生しないように注意しましょう。

【「ゆう活」～はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方～をご存知ですか】

政府は国民の働き方改革として「ゆう活」を強力に推進しようとしています。ゆう活とは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるように、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動と位置づけられていますが、この取り組みについては、危機管理の担当や交代制勤務の職員などを除き、すべての国家公務員51万人の4割にあたる約22万人が参加することが決定しております。

この方向性は過重労働対策とゆとりのある生活の実現に向け、文字通り、いまの時代に求められていることであり、民間企業においても企業の競争力を落とさないような工夫を行った上で推進することが求められます。

【雇用状況報告の提出を忘れずに】

高年齢者及び障害者雇用状況報告書は6月1日現在の雇用状況を報告するもので、提出期限は7月15日までとなっています。この報告書は高年齢者及び障害者の雇用状況や障害者の雇用率の達成状況を把握するだけでなく、必要に応じて行政による助言・指導等を行うための基本情報として用いられます。忘れずに提出しましょう。

【マイナンバー制度セミナーを開催致しました】



去る平成27年6月30日（火）マイナンバー制度セミナーを開催しました。このセミナーではマイナンバーの基礎から取扱い事務、安全管理体制について講義されました。

ご多忙中にもかかわらず、たくさんの方々にご出席いただきまして、ありがとうございました。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL: 03-3504-0071 / FAX: 03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。